

日本共産党熊本市議団の那須円です。発災時より昼夜を分かたず、被災者支援、生活の再建、地域の再建にむけ復興に取り組まれている職員の方々に心からの敬意を表するとともに、ボランティアの方々など復興に向けた様々なご支援に対し、感謝申し上げます。

震災から2カ月がたとうとしています。震災直後から、被災者への支援活動を通じ様々な要望や声を聴いてきました。今日は限られた時間ですので、現時点で被災者の主な要望の一つである住宅再建に関して、質疑を行います。

被災者住宅支援については、専決の補正予算や今議会への補正予算で対応されていますが、いうまでもなく、住宅の再建は、個々人の問題に留まりません。個人の住宅の再建、住まいを再建するということは、地域経済の再建やコミュニティー形成など、地域復興を目指す際に避けては通れない課題です。

しかし、被災者が希望を取り戻し、住宅の再建に踏み出すために、現行の支援制度は貧弱で不十分であるといわざるを得ません。とはいえ、現行の支援制度は、震災のたびに被災者が声をあげ制度の創設や改善が勝ち取られてきた歴史もあります。ですので、現在ある支援制度をどう活用するかとの視点から出発するのではなく、熊本地震における被災者にとってどのような支援制度が必要なのか、という視点で、現在の制度が弱ければ拡充を、制度そのものがない場合は新設を、図るなど、被災者の利益を最優先に取り組みを進める必要があると考えます。

具体的に聞いていきたいと思います。

一つは、生活再建支援金についてです。同制度については、阪神淡路大震災時にはなかった制度であります。この間被災者の運動もあり、上限金額の引き上げ、支給対象の拡大など、復興に向け重要な制度として拡充されてきました。しかし、現行水準は最高額、全壊・建て替えて300万円となっています。家を失った被災者が、住宅を再建していくために、この水準はあまりに低いと言わざるを得ません。私も実際に全壊と判定された方に話を聞きました。地震保険に入っていないということで、今後どうすればいいのか見当もつかないと、親戚の家に身を寄せておられる状況でした。熊本県の地震保険加入率は世帯比率で3割弱であり、現時点で市が想定している全壊件数から計算すれば、少なくとも約2000世帯の方が、地震保険に入っておらず、多くの方が今後の見通しが持てず苦しんでおられるのだと思います。生活再建支援金について、国に対して増額を求めるべきではないでしょうか？

また、これまで起こった震災の際に、国の支援制度では不十分であると自治体が独自の支援策を実施し、被災者を大きく激励しています。新潟中越地震において、新潟県は、全壊・大規模半壊に対し、100万円の独自の上乗せを行い、国の制度にはない半壊に50万円を県

独自に支給しました。熊本県に対しても、独自制度の創設を求めるとともに、市としても独自の上乘せ制度を実施していただきたいと思いますがいかがでしょうか？

二つ目は、家屋の修繕費用についての支援であります。現在、家屋の修繕を支援する制度として、半壊以上の被害認定を受けた方を対象とする上限 57 万 6 千円の応急修理があります。今回の熊本地震が過去の大震災と大きく違う点は、膨大な住宅被害、宅地被害が発生しているという点です。阪神淡路大震災は多くの家屋が火災によって消失しました。東日本大震災では、津波によって家屋が根こそぎ流されました。熊本地震は、家は大きな被害を受けたけれどもそれでも残りました。修理さえすれば何とか住める、そんな家屋がおそらくは過去の災害と比べても非常に多く存在しているのではないかと思います。ただし、家屋や宅地に対する現行の修理制度は極めて貧弱です。

先日は、半壊と被害認定を受けた方から相談がありましたが、外壁のはがれなど大規模な損壊があり、修繕の見積もりを取ったところ、かかる費用は 600 万円ということでした。57 万円の修繕制度では修繕も限られ、定年後、収入も少ない中でどうしようか悩んでおられました。

自宅が一部損壊と判定された方も、修繕費用は少額とは言えず、屋根の修理で 100 万円、壁の亀裂修理で 50 万円という方はたくさんいらっしゃいました。また、初期の段階で、屋根の応急修理等ができたところはいいのですが、できなかつた方は、瓦の間から雨が振り込み、天井や壁の腐食が進んでいる、壁の亀裂から雨水が侵入し、内壁が浮き腐ってダメになるなど、傾きのジャッキアップなど、多い方は 500 万円の修繕費用がかかるなど、一部損壊でも多くの修繕費用がかかり、現実には多くの市民が悩んでおられます。特に修繕費用が高額の方、低年金暮らしの高齢者や低所得の方々など、家屋の修繕に足が踏み出せない、見通しが持てないなど、実態は深刻です。

また、自宅敷地ののり面が崩壊し、修繕が必要であるが、支援メニューがないために対応が取れず、余震のたびに崩壊部分が広がり、2 次被害が懸念されるという事例も相談を受けました。

そこでお尋ねしますが、半壊世帯に実施している応急修繕の上限額の引き上げと対象の拡大について、一部損壊世帯への修繕費用に対する支援制度の創設について、敷地被害への修繕制度の創設について、以上の点について、国に対して要望するとともに、県とも連携をしながら市として独自の支援制度を作り、住宅再建に取り組んでいく必要があると考えますが、大西市長の見解をお尋ねいたします。

(答弁) .....

被災者生活再建支援金については、国に対して被災者と被災地の実態に即した制度の拡充を要望していくとの答弁がありました。市としても、現行の制度の水準では不十分であるとの認識が示されたことは重要であると考えます。国は、生活再建支援金はいくまで見舞金という性格だから、この制度で住宅再建ができるものではない、また過去の被災者との公平論を理由に、拡充に慎重な態度を示しています。しかし、2007年の改正被災者生活再建支援法の付帯決議には、「(住宅再建は)地域社会の迅速な復興のために極めて重要」と指摘しているように、地域を復興するためにいくらインフラや公共施設、民間事業所などの再建が進んだとしても、そこに人がいなければ、人が住み続けることができなければ、真の復興は成し遂げることができません。ぜひ、国に対しても積極的に働き掛けていただくと同時に、市としても不十分であるとの認識があるのならば、可能な限りの独自策を講じていくよう、求めておきたいと思えます。

一部損壊被害の方への対応ですが、被害の状況は答弁であったように幅があります、ピンからキリまである。屋根の修理一つとっても、これほどの大規模な災害ですので、瓦そのものが確保できず、瓦を使わないスレート屋根で対応せざるをえない、そうすると一部というわけにはいかず、屋根の修繕だけで100万を超えてしまうなど、熊本地震ならではの困難さがある。現行制度では、被害区分を一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊の4つの区分にざっくりと分けられているため、半壊に限りなく近い一部損壊であっても、支援面ニューがほとんどない状況です。

切り捨てられている、被災者と認められていない。という思いを持っている方もいらっしゃった。

一部損壊であっても、家屋調査の際の被害点数に応じ、修繕の支援額を算定するなど、きめ細かな対応が必要だと指摘します。

大西市長の6月4日のツイッター「誰も好き好んで避難生活を送ってる訳じゃなく1日も早く元の生活に戻りたい。誰もが多くを求めているのではなくせめて震災前と同じような生活を求めているのです。私達熊本市役所一同も被災者の皆さんの立場に立って一生懸命頑張っている」この立場で、ぜひ力を合わせ、震災を乗り越え復興を果たしていけるよう、頑張ってくださいたいし、私たちも全力で頑張っていくその決意を述べ、質疑といたします。